

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月12日

愛知県知事 殿

提出者 森藤技研工業株式会社
住 所 愛知県名古屋市守山区瀬古三丁目128番地
氏 名 代表取締役 森 藤左エ門
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 052 (792) 0202

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	森藤技研工業株式会社 春日井工場
事業場の所在地	愛知県春日井市勝川町1-1-27
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	24 金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 130,000万円
③従業員数	70人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	金属腐食液：特別管理産業廃棄物収集運搬業者にて収集運搬-中間処理業者にて中和、脱水-残渣埋め立て 膜剥離液：特別管理産業廃棄物収集運搬業者にて収集運搬-中間処理業者にて焼却-残渣埋め立て 廃有機溶剤：特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託-中間処理業者にて蒸留-再利用

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 社長——環境管理責任者——春日井工場 —環境委員会 —環境事務局 —総務部 —営業部——東京営業所 —品質管理部——春日井営業所 —製造部——業務課 —製造部——製造1課 —製造部——製造2課 —製造部——製造3課 —製造部——製造4課							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>PH2以下の廃酸</th> <th>燃えやすい廃油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>105.18 t</td> <td>0.162 t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	PH2以下の廃酸	燃えやすい廃油	排出量	105.18 t	0.162 t
	特別管理産業廃棄物の種類	PH2以下の廃酸	燃えやすい廃油				
	排出量	105.18 t	0.162 t				
(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物排出量(105.342t)の内、塩化鉄廃液(105.030t)が大部分を占めている。 以前はこれを有価物(凝集補助剤)として販売していたが、令和2年度途中から販売先の仕様変更により塩化鉄廃液を使用しなくなった為に販売できなくなった。その為、現在はすべてを特別管理産業廃棄物として処分している。							
②計画							
②計画	【目標】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>PH2以下の廃酸</th> <th>燃えやすい廃油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>90.00 t</td> <td>0.15 t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	PH2以下の廃酸	燃えやすい廃油	排出量	90.00 t	0.15 t
	特別管理産業廃棄物の種類	PH2以下の廃酸	燃えやすい廃油				
	排出量	90.00 t	0.15 t				
(今後実施する予定の取組) 新たに有価物としての利用する方法を模索します。							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各工程において、納入から廃棄までの全過程で塩化鉄溶液、膜剥離剤、有機溶剤などの化学物質はすべてそれぞれ個別の専用容器で分別管理しています。						
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も現状の方法を継続します。						

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) 実施していません。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PH2以下の廃酸	燃えやすい廃油
	全処理委託量	105.18 t	0.162 t
	優良認定処理業者への処理委託量	105.18 t	0.162 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 当社排出の特別管理産業廃棄物は、すべて優良認定事業者に処理委託をしています。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PH2以下の廃酸	燃えやすい廃油
	全処理委託量	90.00 t	0.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	90.00 t	0.15 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定事業者に処理を委託します。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	105.342 t	
(今後実施する予定の取組) 2017年度より当社発行のすべてのマニフェストを電子マニフェストへ移行済みです。 今後も電子マニフェスト対応事業者のみに処分委託し、処理状況の確実な把握を行い廃棄物の適正な処分を徹底します。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。